

植物品種に係る審査に関する協力覚書

日本国農林水産省食料産業局知的財産課（以下「日本側当局」という。）とペルー共和国公正競争知的財産保護庁（INDECOPI）（以下「ペルー側当局」という。）は、以下のとおり共通の認識に達した。

1

- (1) 日本側当局は、ペルー側当局に対し、ペルー側当局の書面による要請に応じて、植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV 条約」という。）に従って実施され、日本側当局に出願された植物品種に係る審査結果を提供する。
- (2) ペルー側当局は、日本側当局に対し、日本側当局の書面による要請に応じて、UPOV 条約に従って実施され、ペルー側当局に出願された植物品種に係る審査結果を提供する。

2

1に基づいて相手国当局に対して提供された審査結果は、相手国当局が自国の審査基準に従って実施した審査の結果であるものとする。

3

- (1) 1に基づいて相手国当局に対して審査結果を提供する場合に使用する文書は、UPOV 条約第 12 条に基づいて制定されたテストガイドラインの手順書「DUS 栽培試験における経験と協力」(TGP/5) 第 6「UPOV 審査結果報告書及び UPOV 品種記述書」に規定される様式に基づくものとする。
- (2) 1に基づいて提供する審査結果は、英語で作成される。

4

審査結果の提供は、相互に無償で行われる。

5

- (1) 受領側当局は、相手国当局から提供された審査結果を受領側当局における植物品種に係る審査以外の目的で使用しない。
- (2) 受領側当局は、受領側当局における植物品種に係る審査過程のための要請又は受領側当局における法律に基づく要請の場合を除き、当該

審査結果を第三者に開示又は提供しない。

6

- (1) 日本側当局とペルー側当局は、本覚書に基づく協力を2018年4月20日から開始する。
- (2) 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方の協議の上で解決する。
- (3) 本覚書は、双方の同意により修正又は廃止される。

2018年3月27日に東京（日本）で、2018年4月12日にリマ（ペルー）で、日本語、スペイン語及び英語の本覚書に署名した。日本語、スペイン語及び英語の本覚書に解釈の相違がある場合には、英語の本覚書が優先される。

日本国農林水産省食料産業局
知的財産課長

ペルー共和国公正競争知的
財産保護庁理事会議長

杉中 淳

Ivo Gagliuffi Piercechi